

開催日時 令和4年12月6日（火）  
午後3時30分から

場 所 広陵町役場 3階 大会議室

出席者 審議会委員 全5名  
事務局 全3名（企画部次長、秘書人事課課長補佐、係長）

## 1. 開 会（議事）

事務局から、前回の審議内容と、それを踏まえた答申案の内容について、説明を行った（詳細については、当日配布した資料を参照）。

## 2. 審 議（以下、意見を集約して抜粋）

答申案について、以下のとおり審議を行った。

### （1）答申について

- ・答申案では「現状維持又は減額もやむなし」となっているが、前回の審議では、本町の特別職の給料月額が各平均値より高いことは確認したが、「減額もやむなし」との意見は出ていなかったのではないか。
- ・他自治体との比較において、同額、僅かに多額、多額と出ているデータを文面に落とし込むと「現状維持又は減額もやむなし」という答申案になる。

### （最終結論）

最終的な答申は、「現状維持」のみとする。ただし、本町の特別職の給料月額が各平均値より高いことを確認したことについて付記し、引き続き検討課題とする。

### （2）他自治体との比較について

- ・他自治体との比較が十分にできていない印象があり、今回提供した資料により、以下について審議したい。

#### ①財政の観点からの比較

- ・前回の審議では、主要財政指標から見た比較を行い、答申案にもそれは反映されているが、条例上の額ではなく実支給額をベースにしたデータであった。実支給額をベースにすると、平均額は低めに算出されるため、これを根拠データとするのは望ましくないのではないか。条例上の額に置き換えて算出する、若しくは、根拠データとして使用しないとするべきではないか。
- ・事務局として、主要財政指標に関するデータを全て条例上の額に置き換えて算出することは膨大な時間を要するので、そうした意見への対応は困難である。

### （最終結論）

主要財政指標に関するデータを全て条例上の額に置き換えて算出することは、

膨大な時間を要し、その他の資料でもある程度比較検証が可能であると考えられる。ラスパイレス指数に関するデータのみ条例上の額に置き換え、類似団体との比較検証の根拠データとして使用する。

## ②人口規模・産業構造の観点からの比較

### 県内類似団体等との比較

- ・前回までの審議において、県内類似団体等との比較は十分に審議されておらず、答申案に反映されていない。平成29年度の答申では、県内類似団体等との比較を主に審議しており、重要な要素ではないか。
- ・県内類似団体等の町長の給料の平均額は832,000円であり、本町の840,000円と比較するとほぼ同額と言え、840,000円は妥当な金額と考えられるのではないか。
- ・公務員にとって、こうした金額の差は少なくないものと捉えられるのが、一般的である。

#### (最終結論)

県内類似団体との比較は重要であり、答申に反映すべきという点については意見の一致があった。しかしその差を「僅かとして減額を要請する程度の額ではない」とするか「高めであるとして減額も視野に入れる必要がある」とするかは意見が割れた（この差の捉え方については後述する）。

### 人口規模・産業構造の観点からの比較（人口区分の考え方）

- ・類似団体区分のV-2では、全体で98団体あるが、人口は19千人から52千人と多岐にわたっている。今回の追加資料では、人口が多いほど町長の給料の平均額も高くなる傾向が読み取れ、人口2万人未満の団体は5千人単位で区分されていることもあり、98団体ある類似団体V-2は1万人程度で区分し検討することが妥当ではないか。この考え方は平成29年度の答申でも示されている。
- ・答申案では98団体全体の町長の給料の平均額798,000円との比較であるが、1万人で区分した人口3万人以上4万人未満の36団体の町長の給料の平均額は816,000円となっており、この平均額と本町の840,000円とを比較すると本町との差は僅かであると言えるのではないか。
- ・公務員にとって、こうした金額の差は少なくないものと捉えられるのが、一般的である。

#### (最終結論)

1万人で区分した人口3万人以上4万人未満の平均額との比較は、より本町と似通った団体との比較検証を行った結果として答申に反映すべきとの意見多数。しかしその差についての考え方は、上記と同様に意見が割れた。

## (3) 本町の一般職職員との均衡について

- ・ラスパイレス指数が似通った団体の町長の給料月額平均についても、実支給額ベースのデータになっているため、条例上の額に置き換えて算出し直すべきではないか。また、答申にラスパイレス指数に関する注釈を付けた方がよいのではないか。

#### (最終結論)

上記のとおりとする。

#### (4) 他自治体との比較、本町の一般職職員との均衡における各比較データと本町特別職の給料月額の違いの捉え方について

- ・上記の比較検証において、「僅かとして減額を要請する程度の額ではない」とすべきか、あるいは「高めであるとして減額も視野に入れる必要がある」とすべきか。
- ・どの平均値と比較しても本町が上回るが、この差をどのように捉えるべきか。
- ・国家公務員の人事院勧告、あるいは都道府県の人事委員会勧告では、一般職の公務員の給与改定は数百円程度でも必ず是正が行われている。
- ・本町の一般職の給与水準を示すラスパイレス指数は平成28年度を頂点に年々下がってきている。一般職が民間部門との賃金水準との均衡を図るために、数パーセントでも引き下げられている中で、特別職のみが均衡を図らないとするのであれば、住民、あるいは内部の一般職職員にも説明ができない。比較検証した全てのデータにおいて本町が上回っていることは一つの事実であり、減額も視野に入れるべき差ではないか。
- ・民間であると、財政が厳しくなければ多少高かろうが構わない。この程度の差は、「高いから減額されるべき」とは思わない。

#### (最終結論)

平均値との差の捉え方は意見が割れ、引下げを行う根拠とする意見の一致までは見られなかったが、引上げを行わない根拠としては意見が一致した。今回は「現状維持」として答申し、引き続きデータ上の比較検証結果については、今後の検討課題とする。

#### (5) 総括について

##### 民間賃金への影響

- ・地域へのメッセージ性はあるのではないかと考えている。重視したい部分なので答申として残したい。
- ・民間で賃金を上げようとしている中、特別職の給料月額を下げるのはいかなものかという意見もあった。しかし、そもそも、公務部門の給与制度の仕組みは、1年度前の民間賃金水準を参照した上で、当年度に決定されるものである。すなわち、因果関係が逆になってしまい、矛盾することになる。公務部門の特別職の給与の改定の影響が後で民間に及ぶということは、公務部門の給与の法制度を踏まえると、そもそも考慮されるべきものとはならない。

#### (最終結論)

地域へのメッセージ性については、なお書きとして、意見として答申に一部付記する。

##### その他

- ・答申案において、「適切な時期」という表現があるが、いつを「適切」とするのか。その時には周りの状況も変わっている可能性があるため「引き続き他の自治体の状況を注視する」というような表現に修正した方がよいのでは。
- ・きつい表現がいくつか見受けられるので、表現を変えた方がよいのでは。

#### (最終結論)

上記のとおりとする。

### (6) おわりについて

- ・実支給額に言及するかどうか。
- ・条例上の額と実支給額の現状について、今後の是正に向けた内容を入れたらどうか。
- ・諮問はあくまで「条例上の額」についてである。実支給額に言及すると判断基準が「実支給額」になりかねないのでは。
- ・「条例上の額」も「実支給額」も条例になった以上は同レベルと考える。「実支給額」は現町長の意向が強く反映されていると思うので、本審議会ではどなたが町長になっても適用される基準となる「条例上の額」のみについての答申でよいのではないか。

### (最終結論)

実支給額については、現行の額についての説明のみに留めることとする。

### 3. その他

今回の審議内容を受けて事務局により答申案を修正し、1月下旬を目処に会長から町長へ答申を行う（後日スケジュール変更により、2月中旬に実施）。

閉会時間

午後5時55分 閉会

以上